

アメリカの飲酒運転対策

大 月 晶 代

- ① 平成19年の第166回国会において、刑法及び道路交通法が改正され、飲酒運転に対する罰則が強化された。改正のきっかけとなったのは、平成17年8月に福岡市において、飲酒運転により幼児3人が犠牲になった事故といわれている。これまでも飲酒運転対策として、道路交通法における罰則の強化や刑法における危険運転致死傷罪の新設等が行われてきたが、飲酒運転による死亡事故は依然として発生している。アメリカにおいても、飲酒運転による事故の犠牲者は多く、深刻な問題である。本稿では、飲酒運転防止のためのアメリカにおける連邦及び州の取組みを紹介する。
- ② 連邦法では、各州に対して、飲酒運転に該当するか否かの判断基準を厳格にすること、再犯者への罰則を加重すること、容器を開封した酒類の車内での所持・消費を禁止すること等を定めた法律の制定を求めており、それぞれの法律で規定すべき事項を示している。
- ③ 州によっては、飲酒運転の違反者に対する罰則に加えて、自動車に対する措置を規定している。例として、アリゾナ州におけるイグニッション・インターロック・システム装置の設置の規定及びオハイオ州における特別なナンバープレートを装着させる規定を紹介する。
- ④ 刑罰に代替して、治療・教育に重点を置いたDUIコートを設置する試みもみられる。ここでは、アラスカ州の例を紹介する。DUIコートの治療プログラムを修了した者は、その後再び飲酒運転により有罪となる割合が少なく、学業・就業や家族関係の安定が見られた。
- ⑤ 飲酒運転をはじめとして、酒類過飲を原因とする事件や事故の対策のため、州によって過飲を防止するために酒類の提供・販売を規制する法律がある。ほぼ全ての州において、酩酊している者への酒類の販売、提供を禁止する法律がある。さらに、半数以上の州において、過度の飲酒を助長する習慣や飲食店のサービスタイム等のようなプロモーションの慣行を禁止している。違反に対しては、酒類販売免許の停止や罰金等の規定があるが、執行が十分になされていないという問題点もある。
- ⑥ アメリカにおいては、連邦及び州が飲酒運転防止に取り組んでおり、刑罰のみに頼らず、DUIコートのように治療を重視する動きも顕著である。飲酒運転の違反者への対策だけでなく、酒類提供者に対する規制を通じて過飲による被害を防止するための州レベルの取組みもある。我が国においては、福岡市の事故の後、飲酒運転根絶に向けた社会機運が高まり、警察による取締強化や関係業界の自主的な取組みがみられる。今後は飲酒運転防止のため、刑の引上げ等と並んで、長期的かつ幅広い視点からさまざまな方策を検討することも必要であろう。

アメリカの飲酒運転対策

大 月 晶 代

目 次

はじめに

I アメリカ連邦法の規定

- 1 飲酒運転の基準と罰則
- 2 容器を開封した酒類の車中での所持・消費の禁止

II 州の取組み

- 1 自動車・ナンバープレートに対する措置
- 2 イグニッション・インターロック・システム装置の設置
- 3 特別なナンバープレート

III DUIコート

- 1 アラスカ州のDUIコート
- 2 アラスカ州のDUIコートの治療プログラム

IV 酒類の提供・販売を規制する州法

- 1 州法の制定状況と内容
- 2 法執行の状況と問題点等

おわりに

はじめに

平成19年の第166回国会において、刑法改正により自動車運転過失致死傷罪が新設された⁽¹⁾。また、道路交通法の改正では、飲酒運転、救護義務違反（いわゆる「ひき逃げ」）の罰則が引き上げられたほか、飲酒運転のおそれのある者に車両・酒類を提供した者等への罰則が新設された⁽²⁾。改正のきっかけとなったのは、平成17年8月に福岡市において、飲酒運転により幼児3人が犠牲になった事故といわれている⁽³⁾。

これまでの飲酒運転対策としては、道路交通法において、平成13年に飲酒運転に対する罰則等が強化され⁽⁴⁾、刑法において、平成13年に危険運転致死傷罪が新設され⁽⁵⁾、次いで平成16年には最高刑が引き上げられている⁽⁶⁾。飲酒運転

による交通事故については、件数こそ平成12年をピークとして減少しているものの⁽⁷⁾、死亡事故は依然として発生しており⁽⁸⁾、さらに被害者等からはいわゆる「逃げ得」の問題⁽⁹⁾が指摘されていた。

アメリカにおいても、飲酒運転（DUI/DWI⁽¹⁰⁾）は深刻な問題である。飲酒運転による死亡事故は、交通事故死の中でも多くの割合を占め⁽¹¹⁾、30分おきに飲酒運転による事故の死者が出ているといわれており⁽¹²⁾、その防止のため、連邦及び州において、様々な取組みが行われている。本稿では、アメリカにおける飲酒運転防止のための取組みの一例を紹介する。

I アメリカ連邦法の規定

連邦法は、交通事故による死傷者を減少させ

(1) 刑法の一部を改正する法律（平成19年法律第54号）平成19年6月12日施行

(2) 道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）

(3) 「飲酒運転さらに厳罰化 同乗者らにも直接罰則 改正道交法 成立へ」『朝日新聞』, 2007.6.14, 夕刊; 「道交法 さらに厳罰化 ひき逃げ5年→10年、酒酔いは3年→5年 警察庁試案」『毎日新聞』, 2006.12.28, 夕刊等

(4) 道路交通法の一部を改正する法律（平成13年法律第51号）平成14年6月1日施行

(5) 刑法の一部を改正する法律（平成13年法律第138号）平成14年6月1日施行

(6) 刑法等の一部を改正する法律（平成16年法律第156号）平成17年1月1日施行

(7) 原付以上運転者（第一当事者）の飲酒運転による交通事故件数の推移については、次の資料を参照した。「平成18年中の交通事故の発生状況」2007.2.23, p.36. 警察庁ホームページ〈<http://www.npa.go.jp/toukei/koutuu41/20070228.pdf>〉

(8) 飲酒運転による死亡事故は、平成14年及び15年は2年連続で激減したものの、16年、17年は減少傾向が小幅となった。平成18年における飲酒死亡事故は611件である（「飲酒運転に対する罰則の強化と飲酒運転による事故の減少」p.4. 警察庁ホームページ〈<http://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku69/2-bassoku-jiko.pdf>〉）。

(9) アルコールの影響により正常な運転が困難な状態で四輪以上の自動車を走行させ、人を死傷させた者は、危険運転致死傷罪により処罰される。しかし、飲酒運転により人を死傷させた者が現場から逃亡し、飲酒検査を免れた場合には、運転当時の血中アルコール濃度の測定ができないことから、危険運転致死傷罪の適用が困難となり、業務上過失致死傷罪で対処せざるを得なくなる。その場合でも、道路交通法の救護義務違反罪が成立する場合は、両罪の併合罪とすることができるが、危険運転致死傷罪（危険運転致傷罪、危険運転致死罪の刑の上限は、それぞれ15年、20年）の半分以下の刑（業務上過失致死傷罪と道路交通法の救護義務違反罪の併合罪の上限は懲役7年6月）しか科し得ない。この不均衡さが被害者等から強い批判にさらされている（今井猛嘉「飲酒運転対策としての罰則の整備」『ジュリスト』1330号, 2007.3.15, pp.24-25.）。

(10) DUIはDrive Under Influence、DWIはDrive While Intoxicatedの略。薬物の影響下での運転も含まれる。

(11) 2007年5月25日に発表された2006年の全米の交通事故死の暫定統計では、飲酒運転による事故死者数は17,941であり、全事故死者数（43,300）の約41%を占めている。2005年の飲酒運転による事故死者数（17,525）より2.4%増加した（“U.S. Secretary of Transportation Says Traffic Deaths on America’s Highways Down Slightly, but Far Too Many Lives Lost Every Year,” May 25, 2007. 連邦運輸省ホームページ〈<http://www.dot.gov/affairs/dot5307.htm>〉）。

(12) “Open Container Laws,” April 2004, p.1. 運輸省道路交通安全局（National Highway Traffic Safety Administration）ホームページ〈<http://www.nhtsa.dot.gov/people/injury/new-fact-sheet03/OpenContainer.pdf>〉

るため、各州に対して、飲酒運転対策を含めた交通安全対策プログラム（Highway Safety Program）を策定し、実施することを求めている⁽¹³⁾。

アメリカでは、連邦憲法において限定的に列挙された事項についてのみ連邦の立法権が及ぶこととされており、それ以外の事項に関する広範な権限が州に留保されている⁽¹⁴⁾。

道路交通に関する事項についても、原則として各州の権限に属するものと解されており、交通安全に関する立法及びその執行も各州の管轄下にあると考えられる⁽¹⁵⁾。しかし、連邦は、望ましい政策を採る州に対して補助金を交付することにより実際には間接的に道路交通行政に関与しており、特に1956年の連邦補助道路法⁽¹⁶⁾の制定以降、連邦政府から州に対して道路の整備その他様々な目的のために巨額の補助金が交付されている。近年、連邦政府は、補助

金交付プログラム⁽¹⁷⁾の中でも、道路交通安全対策に係るものを重視する姿勢をみせているとされる⁽¹⁸⁾。

連邦法の規定は、各州が交通安全対策を実施する際に備えるべき最低限の要件を定めるものである。具体的なプログラムの内容は、各州に裁量の余地がある。連邦法の定める基準を満たすプログラムを策定した州に対しては、その実施を援助するために連邦政府から補助金が交付される⁽¹⁹⁾。

各州は、それぞれが実施している交通安全対策プログラムの下で交通事故による死傷者のデータを収集し、運輸長官に報告する。運輸長官は収集したデータを基に、効果的なプログラムを立案し、連邦議会に対して、交通安全対策に必要な法制に関する提言を行う⁽²⁰⁾。

以下では、連邦法及び連邦規則における交通安全対策の中の飲酒運転⁽²¹⁾に関する規定を紹

(13) 23 U.S.C. § 402(a).このプログラムには、交通事故による死傷者を減らすために、飲酒運転対策のほか、スピード違反対策、シートベルト・チャイルドシートの着用の推奨、エアバッグの設置の推奨等の項目が盛り込まれていなければならない。

(14) 連邦憲法第10修正

(15) 全米の道路の大半が州及び下位の地方自治体の所有に係るものであり、その維持・管理等の業務の多くを各州政府の道路局が所管している。垣内亜由美「米国の道路システムとサービス事業」『建設経済研究所米国事務所2004年度レポート』2005, p.128. <[http://www.rice.or.jp/j-home/j-menu/%95% C4% 8D% 91% 8E% 96% 96% B1% 8F% 8A% 95% F1% 8D% 90% 8F% 91% \(%93% FA% 96% 7B% 8C% EA% 81j/2005% 94N% 95% F1% 8D% 90% 8F% 91% US-highway.pdf](http://www.rice.or.jp/j-home/j-menu/%95% C4% 8D% 91% 8E% 96% 96% B1% 8F% 8A% 95% F1% 8D% 90% 8F% 91% (%93% FA% 96% 7B% 8C% EA% 81j/2005% 94N% 95% F1% 8D% 90% 8F% 91% US-highway.pdf)>

(16) The Federal-Aid Highway Act of 1956, Pub.L.84-627, 70 Stat. 1956. 連邦政府の負担する額は、1956年道路歳入法（Highway Revenue Act of 1956）の規定により設立された道路信託基金（Highway Trust Fund）から拠出される。同基金の財源は、道路利用者から徴収するガソリン税その他の燃料税、大型車両の重量税等の道路利用税である。この点については、本号の古川浩太郎「自動車関連税制の現状と課題－道路特定財源としての側面を中心に－」も参照。

(17) 最近では、補助金交付の根拠となる授權法（authorization act）は、6年毎の時限法として制定されており、現行法は、利用者の財産：安全、責任、柔軟及び効率的な交通公正法（The Safe, Accountable, Flexible, Efficient Transportation Equity Act: A Legacy for Users (SAFETEA-LU), Pub. L. No. 109-59, 119 Stat. 2005.）である。（財）高速道路調査会研究第一部「TEA-21後継法 SAFETEA-LU成立（速報）－衰えることなきアメリカの交通インフラ投資－」『高速道路と自動車』48巻9号, 2005.9, pp.73-78.

(18) ブッシュ大統領は、成立した法案（SAFETEA-LU）への署名の際の演説において、「この法案は、単なる道路に関する法案ではなく、安全に関する法案だ。」と述べている。“President Signs Transportation Act,” *Immediate Release*, Office of the Press Secretary, August 10, 2005. <<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2005/08/20050810-1.html>> 同法成立直前の紹介であるが、次の資料も参照。山本巧「米国における道路交通安全施策の動向」『道路』775号, 2005.9, pp.54-57.

(19) 23 U.S.C. § 402(c)

(20) 23 U.S.C. § 402(a)

(21) 薬物の影響による運転も飲酒運転同様に禁止されているが、ここでは取り上げない。

介する。

1 飲酒運転の基準と罰則

連邦法及び連邦規則では、飲酒運転とみなす血中アルコール濃度⁽²²⁾（以下「BAC」という。）の基準及び再犯者への罰則の基準を規定し、酒類の購入が禁止されている21歳未満の者及び事業用自動車運転免許保持者の飲酒運転には、より厳しい基準を設けている。さらに、飲酒運転により事故を起こした者に対する罰則の最低限の基準を規定している。これらの基準を満たす飲酒運転対策の法整備を行った州には、実施のために連邦政府から補助金が交付される。

(1) 飲酒運転に関する基準と罰則

(i) 飲酒運転に関するBAC基準

連邦法は、飲酒運転とみなすBACの基準を0.08とする⁽²³⁾。

以前は多くの州において、飲酒運転とみなす基準がBAC0.10であった。しかし、1988年以降の運輸省道路交通安全局（National Highway Traffic Safety Administration 以下「NHTSA」という。）等による一連の調査により、BAC0.08を超えると飲酒運転による事故が著しく増加する

ことが明らかになった⁽²⁴⁾。そのため、NHTSAは、1992年に連邦議会に報告書⁽²⁵⁾を提出し、すべての州が、違法な飲酒運転の基準を厳格化し、BAC0.08とする法整備を行うことを推奨した。

さらに2000年には、連邦議会で2001年会計年度における運輸省歳出予算法⁽²⁶⁾が成立し、連邦の飲酒運転の基準を厳格化してBAC0.08と定めた。これにより、各州には、連邦の基準を満たす法整備が求められ、この基準を満たさない州の連邦補助金は一部の交付を留保されることとなった⁽²⁷⁾。そのため、2005年8月までに、全州及びワシントンD.C.（コロンビア特別区）において飲酒運転の基準をBAC0.08とする法律が整備された⁽²⁸⁾。さらに同年1月時点では、32州において、BAC基準を大幅に超えて自動車を運転した者に対しては、罰則を加重する規定を設けている⁽²⁹⁾。

(ii) 飲酒運転の再犯者の罰則

連邦法は、BAC基準0.08以上で自動車を運転して有罪となった者が再犯である場合について、州法に定めるべき最低限のペナルティを次のように規定している⁽³⁰⁾。

- 1年以上の免許⁽³¹⁾停止（suspension）
- 当該自動車の押収・固定化（immobilization）

⁽²²⁾ Blood Alcohol Concentration. アルコール濃度は、血中100ミリリットル又は呼気210リットルに含まれるアルコールの量（グラム）を表す（23 U.S.C. § 164(a)(1)）。我が国では、酒気帯び運転の基準を血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム（BAC0.03）又は呼気1リットルにつき0.15ミリグラムとする（道路交通法第65条、第117条の4第3号、道路交通法施行令第44条の3）。

⁽²³⁾ 23 U.S.C. § 163(a)

⁽²⁴⁾ “.08 BAC Illegal *per se* Level,” March 2004. NHTSAホームページ〈<http://www.nhtsa.dot.gov/people/injury/new-fact-sheet03/fact-sheets04/Laws-08BAC.pdf>〉

⁽²⁵⁾ Driving Under the Influence: A Report to Congress on Alcohol Limits, October 1992, DOT HS 807 879.（ただし、筆者未見）

⁽²⁶⁾ Department of Transportation and Related Agencies Appropriations Act for Fiscal Year 2001, Pub. L. No.106-346, 114 Stat. 2000.

⁽²⁷⁾ 2004会計年度までにBAC0.08を飲酒運転の基準とする法律を制定しない州に対しては、連邦補助金の額の2%の交付が留保され、2007会計年度の8%を限度として、留保額が毎年度2%ずつ増加されることとなった。

⁽²⁸⁾ “Working Group On Achieving Ambitious Road Safety Targets Country Reports on Road Safety Performance United States,” September 2006, p.8. 欧州運輸大臣会議（European Conference of Ministers of Transport）ホームページ〈<http://www.cemt.org/JTRC/WorkingGroups/RoadSafety/performance.htm>〉

⁽²⁹⁾ *ibid.*; 例えば、オハイオ州においては、飲酒運転の基準として、BAC0.08以上BAC0.17未満、BAC0.17以上の2段階に分けて罰則を規定している（OHIO. REV. CODE. ANN. § 4511.19(A)(1)）。

⁽³⁰⁾ 23 U.S.C. § 164(a)

又はイグニッション・インターロック・システム装置の設置（Ⅱ 2 参照）

- 違反者のアルコール依存度の診断及び治療
- 二犯は、30日以上社会奉仕（community service）又は5日以上自由刑（imprisonment）、三犯以上は、60日以上社会奉仕又は10日以上自由刑

連邦法の基準を満たさない州は、連邦道路補助金のうち、道路建設プログラム等に充てられる額の一部が交通安全対策プログラムに振り替えられる⁽³²⁾。NHTSAの2004年4月の報告書によると、36州及びワシントンD.C.がこの規定を満たす州法を制定している⁽³³⁾。

(2) 21歳未満の者の飲酒運転の基準

連邦法は、21歳未満（less than 21 years of age）の者の酒類購入と、所持を合法としている州に対して、連邦道路補助金のうち、道路建設プログラム等に充てられる額の一部の交付を留保することとしている⁽³⁴⁾。さらに連邦法は、各州に対して、21歳未満の者がBAC0.02以上で自動車を運転した場合には、飲酒運転とみなす法律を制定・実施することを求めている⁽³⁵⁾。

(3) 事業用自動車の飲酒運転の基準と免許停止期間

バスやトラックなど、連邦規則で規定される事業用自動車⁽³⁶⁾（Commercial Motor Vehicle）を運転する場合、BAC0.04以上であれば飲酒運転とみなされる⁽³⁷⁾。事業用自動車の運転のための事業用自動車運転免許証（Commercial Driver's License）を保持している者が飲酒運転をした場合、連邦規則において免許停止期間が規定されている⁽³⁸⁾（表1参照）。飲酒検査⁽³⁹⁾を拒否した場合にも、飲酒運転と同様に免許が停止される。

(4) 連邦法が補助金交付の要件として定める飲酒運転対策

連邦法では、飲酒運転により交通事故を起こした者に対する罰則の基準及び連邦から州に交付される補助金の区分を規定している⁽⁴⁰⁾。補助金には基本的補助金（basic grant）、追加的補助金（supplemental grant）及び特別補助金（special grant）があり、各州の取り組む飲酒運転対策プログラムの内容が連邦の定める要件を満たしているかどうかに応じて、相当する補助金が交付される（基本的補助金、特別補助金の対象とな

(31) アメリカでは、自動車の運転免許証は州ごとに発行される。居住している州により発行された有効な免許証は、他の州で自動車を運転する際にも有効である（ただし、他州の免許証で運転できる最低の年齢は、州によって異なる。例えば、カリフォルニア州では、18歳以上の者であれば期間の制限なく運転が可能であり（CAL. VEH. CODE. § 12502(a)）、18歳未満の者でも16歳以上であれば、10日間に限り運転が可能である（CAL. VEH. CODE. § 12504(a)）。ワシントン州では16歳以上の者に加えて、一定の条件の下で15歳以上の者にも運転を認めている（WASH. REV. CODE. § 46.20.025.））。そのため、飲酒運転により停止・取消しの対象となるのは、全ての運転権（driving privilege）であるが^{(23 U.S.C. § 164(a)(3))}、本稿では便宜上「免許」という。以下、州の規定においても同様とする。

(32) 23 U.S.C. § 164(b)

(33) “Repeat Intoxicated Driver Laws,” April 2004. NHTSA ホームページ 〈<http://www.nhtsa.dot.gov/people/injury/new-fact-sheet03/RepeatIntoxicated.pdf>〉

(34) 23 U.S.C. § 158(a)

(35) 23 U.S.C. § 161(a)

(36) バスやトラック等事業用に人や物を運ぶ車で、11,794kg以上の重量のあるもの、運転手を含めて16人以上を載せられるもの等49 C.F.R. § 383.5(a)に規定されている自動車をいう。

(37) 49 U.S.C. § 31310(a)

(38) 49 C.F.R. § 383.51

(39) 連邦規則に定める飲酒検査を実施するために、州が実施する（49 C.F.R. § 383.72）。

(40) 23 U.S.C. § 408

表1 飲酒運転による事業用自動車運転免許の停止期間

	(初犯) 事業用自動車を運転中に、飲酒運転で有罪又は検査拒否	(初犯) 事業用以外の自動車を運転中に、飲酒運転で有罪又は検査拒否	(初犯) 事業用自動車を運転中で、危険物を積載していた場合に飲酒運転で有罪又は検査拒否	(二犯) 事業用自動車を運転中に、飲酒運転で有罪又は検査拒否	(二犯) 事業用以外の自動車を運転中に、飲酒運転で有罪又は検査拒否
州法で規定する基準(BAC0.08)以上の場合	1年	1年	3年	終身	終身
BAC0.04以上の場合	1年	—	3年	終身	—
アルコール検査拒否の場合	1年	1年	3年	終身	終身

(出典) 49 C.F.R. § 383.51 Table 1 の飲酒運転の部分を読み出す

表2 基本的補助金・特別補助金の対象となる飲酒運転対策プログラムの連邦の基準

		初犯	二犯 (5年以内)	三犯以上 (5年以内)
基本的補助金	飲酒検査 ⁽⁴¹⁾ の結果、飲酒運転をしていることが明らかになった者及び飲酒検査を拒否した者	即時の免許停止	停止90日以上	停止1年以上 ⁽⁴²⁾
	飲酒運転により有罪となった者	自由刑又は社会奉仕	—	連続48時間以上の自由刑又は10日以上社会奉仕
特別補助金	飲酒運転により有罪となった者 (双方が科せられる)	免許停止等	停止90日以上	取消し1年以上
		自由刑又は社会奉仕	連続48時間以上の自由刑又は100時間以上の社会奉仕	最低10日の自由刑
				取消し3年以上
				最低120日の自由刑

(出典) 23 U.S.C. § 408を基に作成

るプログラムについては、表2参照)。

追加的補助金の対象となるのは、基本的補助金交付の要件を満たしており、さらに追加的補助金交付のための基準の一部又は全部を満たしたプログラムを実施している場合である。追加的補助金の対象となるプログラムには、次のようなものがある。

- 飲酒運転で有罪になった者に対するリハビリ・治療プログラムを策定・実施する
- 飲酒運転により免許停止・取消しになった者が、免許停止・取消し期間に自動車を運転

した場合、当該自動車を押収 (impoundment) する

- 飲酒が可能な最低年齢を21歳とする (前述(2)参照)

さらに特別補助金の対象となるプログラムを実施した州に対しては、基本的補助金、追加的補助金に加えて特別補助金が交付される。

2 容器を開封した酒類の車中での所持・消費の禁止

連邦法は、公道上にある自動車の室内 (pas-

(41) 飲酒検査は、自動車の運転手について、飲酒運転に関わる罪を犯したと警察官 (取締官) が信ずるに足る十分な理由がある場合に、運転手に求めることができる (23 U.S.C. § 408(e)(1)(A))。

(42) 即時の免許停止措置が採られた者が累犯である場合、前歴を過去何年まで遡るかについて、期間はここでは規定されていない (23 U.S.C. § 408(e)(3)(A))。

(43) 23 U.S.C. § 154. この連邦法の規定は、21世紀交通公正法 (The Transportation Equity Act for the 21st Century (TEA-21), Pub.L. No.105-178, 107 Stat. 1998.) により設けられた。同規定により、州に対して制定、施行が求められている法律を一般的には、“Open Container laws”と呼んでいる。

senger compartment) での容器を開封している (open container) 酒類の所持又は酒類の消費 (自動車の運転手の所持又は消費を含む) を禁止する法律を制定することを各州に求めている⁽⁴³⁾。

さらに、連邦規則においては、州法に規定すべき内容を次のとおり定めている⁽⁴⁴⁾。

- 容器を開封したすべての酒類の所持及び消費を禁止する。
- 所持を禁止する自動車内の範囲は、自動車の乗車スペースすべてに及び、バス・タクシー等の乗客を除いて同乗者の所持及び消費も禁止する。
- 公道及び路肩にあるすべての自動車を対象とする。

これらの項目を満たす法律を実施しない州は連邦道路補助金の使途が制限されることとなっており⁽⁴⁵⁾、2004年現在で、36州及びワシントンD.C.が要件を満たす州法を制定している⁽⁴⁶⁾。

この法律の効果としては、最初に制定・施行した4州において、法律施行後の飲酒運転による死亡事故が減ったという統計がある⁽⁴⁷⁾。ただし、NHTSAは、この減少の値について統計的に有意ではないとしている⁽⁴⁸⁾。

II 州の取組み

各州は、飲酒運転対策として、連邦法に定める基準を満たす法律を制定し、飲酒運転で有罪となった者の罰則を規定している。罰則には免許停止・取消し、自由刑、社会奉仕、罰金、再

犯者への刑の加重等がある。さらに、自動車及びナンバープレートに対する措置が規定されており、その内容は州により様々である。以下では、自動車及びナンバープレートに対する措置の概略を紹介し、その中で、特にイグニッション・インターロック・システム装置及び特別なナンバープレートについて詳述する。

1 自動車・ナンバープレートに対する措置

飲酒運転で有罪となった者に対して免許の停止・取消しの措置を講じたにもかかわらず、免許停止期間中に運転して、さらに交通法規に違反したり、事故を起こしたりする場合がある⁽⁴⁹⁾。このような事態を防止するため、州によっては、飲酒運転で有罪となった者について、罰則に加え、その所有する自動車やナンバープレート等に対して、次のような措置を規定している。

(1) イグニッション・インターロック・システム装置

43州において、飲酒運転の再犯者等に対して、自動車にイグニッション・インターロック・システム装置を任意又は義務的に設置させる法制がある (2参照)。

(2) 特別なナンバープレート

飲酒運転で有罪となった者が所有する自動車のナンバープレートを、一見して他と区別し得るように特別なナンバープレートにする。ミネ

(44) 23 C.F.R. § 1270.4

(45) 法律を制定、実施していない州は、連邦道路補助金のうち、道路建設プログラムに充てられる額から2001年会計年度及び2002年会計年度まではそれぞれ1.5%、2003年会計年度以降は3%が交通安全対策プログラムに振り替えられる。

(46) *op.cit.* (12), pp.1-2.

(47) "Open Container Laws And Alcohol Involved Crashes -Some Preliminary Data", "Table 1," April 2002. NHTSAホームページ〈http://www.nhtsa.dot.gov/people/injury/research/OpenContainer/table1_summary.htm〉

(48) *ibid.*, "Conclusions"

(49) 以下の記述は、"Vehicle and License Plate Sanctions," April 2004. NHTSAホームページ〈<http://www.nhtsa.dot.gov/people/injury/new-fact-sheet03/VehicleLicensePlate.pdf>〉による。

ソタ州、オハイオ州において規定がある（3参照）。

(3) 一定期間の自動車の差押

多くの州において、飲酒運転で逮捕された者の所有する自動車を一晩のみ保管（impoundment）するという規定を設けている。13州においては、有罪となった者について保管期間を長期にすることもできる。

(4) 自動車登録の停止

19州及びワシントンD.C.においては、飲酒運転で有罪となった者の自動車登録を停止することができる⁽⁵⁰⁾。さらに、担当部局の捜査官が当該自動車のナンバープレートを回収する州もある。多くは再犯者が対象になる。

(5) 自動車の没収

27州において、自動車の没収（confiscation）の規定がある。多くは再犯者、複数の違反をした者が対象になる。さらに、一定の条件の下で、没収した自動車をオークションにかけて売却すべきことを規定している州もある⁽⁵¹⁾。

(6) 自動車の固定化

オハイオ州に規定がある⁽⁵²⁾。裁判所の命令により、自動車のハンドルを棒状の装置で固定したり、車輪にロックをかけて固定したりして、自動車を運転不可能な状態にする。

2 イグニッション・インターロック・システム装置の設置

飲酒運転により免許停止・取消しとなった者が、自動車への設置を義務付けられるイグニッション・インターロック・システム装置⁽⁵³⁾（Certified Ignition Interlock Device; CIID 以下本項目において原則として「CIID」という。）について、アリゾナ州を例にとりて説明する⁽⁵⁴⁾。

(1) アリゾナ州の飲酒運転対策

アリゾナ州⁽⁵⁵⁾の飲酒運転の基準は、BAC0.08、事業用自動車はBAC 0.04である⁽⁵⁶⁾。21歳未満の者の飲酒は禁じられている⁽⁵⁷⁾。飲酒運転の疑いで検査を求められ、検査において法定基準値以上の数値が検出された場合又は検査を拒否した場合は、即座に免許停止となる⁽⁵⁸⁾。法定の基準値以上での飲酒運転又は基準値以下で

⁵⁰ この制裁はあまり執行されていない。

⁵¹ ルイジアナ州においては、飲酒運転の三犯は、自動車をオークションで売却される（LA. REV. STAT. ANN. § 14.98.D(2)）。例外として、(i)飲酒運転を行ったのが自動車の所有者ではなく、所有者が飲酒運転について知らなかった場合、(ii)自動車が盗まれた場合、(iii)先取り特権者がいる場合には、没収された自動車の移動及び保管費用を支払えば自動車は返還される。売却金は、裁判費用、自動車の移動及び保管費用に充てられ、残りは飲酒運転減少のための研究等に使われる。

⁵² OHIO. REV. CODE. ANNE. § 4503.233

⁵³ イグニッション・インターロック・システム装置とは、携帯電話より少し大きいサイズで、車のイグニッションにつながっており、運転手が息を吹き込むとエンジンが始動するものである。呼気に基準以上のアルコールが含まれていると、エンジンが始動しない。また、酒類を消費していないか確認するために、運転中に定期的に装置に息を吹き込む必要がある（“Ignition Interlock”アリゾナ州交通局ホームページ〈<http://www.azdot.gov/mvd/driver/IgnitionInterlock.asp>〉）。運輸局により認定された装置でなければならない（ARIZ. REV. STAT.28-1462）。

⁵⁴ イギリスでも交通安全法の中にイグニッション・インターロック・システム装置の規定が盛り込まれた。岡久慶「【イギリス】交通安全法案」『外国の立法』2006.1.16。（事務用資料）

⁵⁵ アリゾナ州では、自動車の運転免許証の発行対象は、原則的に18歳以上の者であるが（ARIZ. REV. STAT. § 28-3153A1）、18歳未満の者であっても、免許が発行される場合がある（ARIZ. REV. STAT. § 28-3154A）。

⁵⁶ ARIZ. REV. STAT. § 28-1381A

⁵⁷ ARIZ. REV. STAT. § 4-244.9, § 4-101.18；アリゾナ州法では、21歳未満の者が自動車を運転するときは、わずかの飲酒も禁止する規定を置いている（ARIZ. REV. STAT. § 4-244.33）。

⁵⁸ 運輸局又は法執行官の命令により免許停止となる（ARIZ. REV. STAT. § 28-1321）。

あってもアルコールの影響を受けて運転して有罪となると、自由刑、罰金、免許停止・取消し、社会奉仕等が命じられる⁽⁵⁹⁾。21歳未満の者が飲酒運転をした場合には、免許停止・取消し期間が加重される⁽⁶⁰⁾。

(2) イグニッション・インターロック・システム装置の設置

CIIDの設置が義務付けられるのは、(i)免許取消し期間の終了後に免許を再取得する場合及び(ii)免許停止・取消し期間に制限付免許が発行される場合である。

(i) 免許取消し期間の終了後に免許を再取得する場合

飲酒運転等による免許取消し等の後に免許を再取得する場合に、CIIDの設置が義務付けられるときがある。飲酒検査においてBAC0.08以上の数値が検出された状態で自動車を運転し、有罪となった時から過去84か月以内に2回悪質な飲酒運転で有罪となった者、BAC0.15以上で自動車を運転した者、免許停止・取消し中に飲酒運転をした者等が対象となる。

CIIDの設置は12か月間義務付けられる。裁判所は、設置期間を12か月以上とする命令を出すこともできる。

CIIDへの不正行為は禁止される ((3)参照)。

(ii) 免許停止・取消し期間に制限付免許が発行される場合

免許停止・取消し期間であっても、制限付免許が発行される場合がある。この制限付免許では、自宅と職場、学校、保護観察官との面会場

所、アルコール治療のための教育施設・治療施設、CIIDの点検施設への運転に限り許可される⁽⁶¹⁾。

この制限付免許の対象となり得るのは、まず、初犯の者で、検査拒否したもの⁽⁶²⁾、BAC 0.08以上で自動車を運転したもの⁽⁶³⁾等の場合である⁽⁶⁴⁾。これらの者については、免許停止期間のうち90日が経過した時点で、申請に応じて制限付免許が発行されるが、残りの免許制限期間はCIID設置が義務付けられる。

さらに、①他人に重傷を負わせる事故を起こしていない、②違反行為をした時から過去に遡って84か月以内に飲酒運転で有罪になっていない、③違反行為をした時から過去に遡って84か月以内に免許停止等の措置を採られていないという要件をすべて満たしている者に対しても、制限付免許が発行されることがある⁽⁶⁵⁾。この場合には、連続30日以上免許停止期間が経過した後でなければ、CIID付きの制限付免許の発行が認められない。その発行が認められるときは、連続60日以上は制限付免許しか発行されない⁽⁶⁶⁾。

21歳未満の者に対しては、免許停止期間であっても、初犯の飲酒運転等の場合には、裁判所の命令により、自宅と学校、職場の間に限り運転を許可される制限付免許が発行されることがある⁽⁶⁷⁾。この場合においても、制限付免許で運転するときは、CIIDの設置を義務付けられる⁽⁶⁸⁾。

制限付免許の発行を受けた者が、CIIDを変造することや、BAC0.08以上で運転しようとする

⁽⁵⁹⁾ ARIZ. REV. STAT. § 28-1381, § 28-1382, § 28-1383

⁽⁶⁰⁾ 運輸局により即座に免許停止措置が採られる (ARIZ. REV. STAT. § 28-3320A, § 28-3322A)。

⁽⁶¹⁾ ARIZ. REV. STAT. § 28-1385F, § 28-1402A

⁽⁶²⁾ 12か月の免許停止 (ARIZ. REV. STAT. § 1321B)。

⁽⁶³⁾ 連続90日以上免許停止 (ARIZ. REV. STAT. § 1321B)。

⁽⁶⁴⁾ ARIZ. REV. STAT. § 28-1401A

⁽⁶⁵⁾ ARIZ. REV. STAT. § 28-1385F

⁽⁶⁶⁾ *ibid.*

⁽⁶⁷⁾ ARIZ. REV. STAT. § 28-3320B, § 28-3322B

⁽⁶⁸⁾ ARIZ. REV. STAT. § 28-3320C, § 28-3322C

ること等は不正行為である⁽⁶⁹⁾。これらの不正行為がCIIDに記録されている場合には、CIIDの設置者は運輸局に通報しなければならず⁽⁷⁰⁾、運輸局は、違反者に対して免許制限期間を延長することができる⁽⁷¹⁾。さらに、(3)に掲げるCIIDへの不正行為についても禁止される。

(3) イグニッション・インターロック・システム装置設置期間の不正行為

CIIDの設置を義務付けられた者（免許取消し期間の終了後に免許を再取得した者、免許停止・取消し期間に制限付免許が発行された者のどちらも対象となる）が自動車を運転する際のCIIDへの不正な行為は禁止される。例えば、CIIDの設置を義務付けられている者が、CIIDのない自動車を運転したり、自分の代わりに飲酒していない他の者に装置へ息を吹き込ませたりした場合等には、クラス1の軽罪⁽⁷²⁾となり、1年を超えない範囲でCIID設置の継続期間が延長される⁽⁷³⁾。CIIDの設置を義務付けられている者に対して、他人がCIIDのない自動車を貸す場合、本人に代わり他の者がCIIDに息を吹き込んだ場合等にも、クラス1の軽罪となる⁽⁷⁴⁾。

3 特別なナンバープレート

飲酒運転で有罪となった者が所有する自動車

に対し、通常発行するものとは区別したナンバープレートを装着させている例がある。以下ではオハイオ州の取組みを紹介する。

(1) オハイオ州の飲酒運転対策

オハイオ州の飲酒運転の基準はBAC0.08で、21歳未満の者はBAC0.02である⁽⁷⁵⁾。飲酒運転の疑いで検査を求められ、検査において基準以上の数値が検出された場合又は検査を拒否した場合は、即座に免許停止となる⁽⁷⁶⁾。基準値以上での飲酒運転又は基準値以下であってもアルコールの影響を受けて運転して有罪になると、免許停止、自由刑、罰金等が科せられる⁽⁷⁷⁾。

免許停止期間であっても、一定の要件を満たす者の申請に応じて、制限付免許が発行され⁽⁷⁸⁾、職場・学校・医療機関等裁判所が指定した場所への運転が認められる⁽⁷⁹⁾。さらに、この免許制限期間に特別なナンバープレートを装着させる場合がある。

(2) 特別なナンバープレートの装着

特別なナンバープレートは、通常のナンバープレートと異なる色で、特別なシリアルナンバーが発行される⁽⁸⁰⁾。プレートは黄色、ナンバーは赤色が使われている⁽⁸¹⁾。特別なナンバープレートの装着義務に違反した場合には、

(69) ARIZ. REV. STAT. § 28-1402C.

(70) *ibid.*

(71) ARIZ. REV. STAT. § 28-1402D

(72) クラス1の軽罪の刑罰については、2500ドル以下の罰金（ARIZ. REV. STAT. § 13-802）、6か月以下の自由刑（ARIZ. REV. STAT. § 13-707）が規定されている。

(73) ARIZ. REV. STAT. § 28-1464

(74) *ibid.*

(75) OHIO. REV. CODE. ANNE. § 4511.19(A)(1), § 4511.19(B) なお、事業用自動車の規定（OHIO. REV. CODE. ANNE. § 4506.15）についてはここでは取り上げない。

(76) 検査を求めた警官（officer）により免許停止措置が採られる（OHIO. REV. CODE. ANNE. § 4511.191）。

(77) OHIO. REV. CODE. ANNE. § 4511.19(G)

(78) *ibid.*

(79) OHIO. REV. CODE. ANNE. § 4510.021(A)

(80) OHIO. REV. CODE. ANNE. § 4503.231

(81) “Family Plates Required,” *Bureau Messenger*, November/December 2003, p.1. <<http://www.publicsafety.ohio.gov/newsletters/bm/1103bm.pdf>>

軽微な軽罪 (minor misdemeanor) となる⁽⁸²⁾。

特別なナンバープレートを装着させる制度は1967年からあったが、装着させるかどうかは裁判所の自由裁量によるものであった⁽⁸³⁾。しかし、2003年に州法が改正され、2004年から裁判所は装着を命じなければならないこととなった。

(3) 特別なナンバープレート装着を義務付けられる者

飲酒運転等により免許停止 (事業用自動車の免許停止を含む) になった者への制限付免許の発行の条件として、所有する自動車に特別なナンバープレートの装着を義務付けられるのは以下の者である。

- 飲酒運転で有罪となった者で、違反行為をした時から過去6年以内にも1回以上飲酒運転で有罪となっていたもの又は過去20年以内に5回以上飲酒運転で有罪となったもの⁽⁸⁴⁾
- 飲酒運転で有罪となった者で、過去に飲酒運転で有罪となり重罪とされたもの⁽⁸⁵⁾
- BAC0.17以上で自動車を運転して有罪となった者⁽⁸⁶⁾
- 飲酒運転で有罪となって免許が停止されて

いる期間中に自動車を運転した者⁽⁸⁷⁾

(4) 装着の効果と問題点

特別なナンバープレートの装着を義務化してから、交通事故による死者の数は減少したという報告がある一方で、特別なナンバープレートの装着は、違反者の名誉を傷付けるとの指摘がある⁽⁸⁸⁾。

III DUIコート

アメリカでは、薬物使用の犯罪者に対しては、刑罰に代替して治療・教育に重点をおいたドラッグコート⁽⁸⁹⁾における処置が実施されている。これは、犯罪者の犯罪行為の原因となる問題点に注目して、その問題点を取除き、社会復帰させる治療的司法 (therapeutic justice) と呼ばれるものである⁽⁹⁰⁾。飲酒運転対策としても、ドラッグコートと同様に、治療・教育に重点を置いた飲酒運転対策コート (DUIコート) がある。アメリカの治療裁判所 (therapeutic court) は、1000ヶ所を超えているといわれている⁽⁹¹⁾。

⁽⁸²⁾ OHIO. REV. CODE. ANNE. § 4503.231(C); 軽微な軽罪については、150ドル以下の罰金、30時間以下の社会奉仕が規定されている (OHIO. REV. CODE. ANNE. § 2929.27(C), § 2929.28(A)(2)(a)(v), § 2929.28(B))。

⁽⁸³⁾ *op.cit.* (81)

⁽⁸⁴⁾ OHIO. REV. CODE. ANNE. § 4510.13(A)(7)

⁽⁸⁵⁾ *ibid.*; 過去6年以内に飲酒運転で3回若しくは4回有罪となっていた者若しくは過去20年以内に5回以上飲酒運転で有罪となった者又は過去に飲酒運転で有罪となった者が飲酒運転で有罪になったときは、重罪となる (OHIO. REV. CODE. ANNE. § 4511.19(G)(1)(d), § 4511.19(G)(1)(e))。

⁽⁸⁶⁾ *ibid.*

⁽⁸⁷⁾ OHIO. REV. CODE. ANNE. § 4510.14(E)

⁽⁸⁸⁾ “Ohio Requires DUI ‘Scarlet Letter’ License Plates” March 23, 2004. Fox Newsホームページ <<http://www.foxnews.com>> (“Minnesota Issue Watch” に再掲。ミネソタ州管理局ホームページ <<http://server.admin.state.mn.us/issues/scan.htm?Id=6313>>)

⁽⁸⁹⁾ ドラッグコートは、「違法薬物の自己使用や所持、アルコールやドラッグに起因する窃盗、詐欺など非暴力の犯罪で逮捕された者を、通常の刑事司法の裁判手続から離脱させ、依存症のトリートメントを提供することを目的とした制度」である (中原修「薬物事犯の新しいアプローチに向けて アメリカのドラッグコート、支援施設視察報告」『季刊刑事弁護』44号, 2005. Winter, p.178.)。

⁽⁹⁰⁾ “Therapeutic Justice Statewide Database,” September 2006, p.1. アラスカ州法務協議会ホームページ <<http://www.ajc.state.ak.us/reports/TherapeuticJusticeReport.pdf>>

⁽⁹¹⁾ *ibid.*

1 アラスカ州のDUIコート

アラスカ州議会は、飲酒運転の再犯を減らす目的で州法にDUIコートにおける治療プログラムの規定を新設し、刑の停止等に関する刑事手続規則を改正する法案を2001年5月に可決した。同年7月に施行され⁽⁹²⁾、アンカレジ重罪DUI治療裁判所⁽⁹³⁾ (Anchorage Felony DUI Therapeutic Court) 等において、治療プログラムが実施されることとなった。このプログラムの実施のため、アラスカ州の裁判所、司法局、健康・社会福祉局、矯正局等が密接に連携している⁽⁹⁴⁾。

2 アラスカ州のDUIコートの治療プログラム

(1) 治療プログラムへの参加対象者

DUIコートの治療プログラムへの参加は、飲酒運転の重罪で告発された者、飲酒運転の疑いで飲酒検査を求められたが拒否したために重罪で告発された者、保護観察期間に課された要件に違反して告発された者が対象となる⁽⁹⁵⁾。DUIコートとして治療プログラムを実施している裁判所が管轄する事件に限られる。また、アルコールによる非暴力の犯罪で告発された者に限られ、18歳以上の者が対象となる。

治療プログラムには、州検察及び被告人が参加することに同意した場合に、裁判所が参加を

命じることができる。検察は、被告人を治療プログラムに参加させることを被害者に相談し、被害者の照会に応じて被告人が受講する治療プログラムの過程と結果を説明しなければならない⁽⁹⁶⁾。過去に2回以上裁判所の命令により治療プログラムを受講した者は、治療プログラムに参加させてはならない⁽⁹⁷⁾。

治療プログラムへの参加は、自らの罪を認めることが要件となる⁽⁹⁸⁾。また、被告人は、迅速に被害者に賠償を行い⁽⁹⁹⁾、治療プログラムの費用を支払わなければならない⁽¹⁰⁰⁾。

DUIコートでは、被告人への刑の宣告前 (pre-sentence) に治療プログラムを実施する。

被告人が治療プログラムを受講している間は、裁判所は刑の宣告を控えることができる⁽¹⁰¹⁾。

(2) 治療プログラムの内容

治療プログラムは、例えば、以下のような内容を含んでいる⁽¹⁰²⁾。

- 基本的に1週間ごとに裁判所に出頭して同じ判事に面会し、アルコール依存が改善したか悪化したかを示す。改善状況により、賞罰⁽¹⁰³⁾が付与される。
- 社会復帰に向けて社会奉仕をする。
- 医師の処方によりアルコール依存の薬物治療を行う。

⁽⁹²⁾ SLA 2001, c.64, § 7

⁽⁹³⁾ “Anchorage Felony DUI Therapeutic Court,” アラスカ州ホームページ <<http://www.state.ak.us/courts/duict.htm>>

⁽⁹⁴⁾ *ibid.*

⁽⁹⁵⁾ ALASKA STAT. § 28.35.028(a)

⁽⁹⁶⁾ *ibid.*

⁽⁹⁷⁾ *ibid.*

⁽⁹⁸⁾ ALASKA STAT. § 28.35.028(b)

⁽⁹⁹⁾ ALASKA STAT. § 28.35.028(h)(1)(E)

⁽¹⁰⁰⁾ SLA 2001, c.64, § 1(d)(14)

⁽¹⁰¹⁾ *op.cit.* (98)

⁽¹⁰²⁾ SLA 2001, c.64, § 1(d); *op.cit.* (93)

⁽¹⁰³⁾ 改善への奨励 (incentive) は、保護観察期間を短くしたり、運転免許証の早期の再発行をしたりすることである。反対に、違反行為への制裁 (sanction) は、刑罰的ではなく治療的なものとする。例えば、社会奉仕の期間を延長させたり、外来治療を入院治療に切り替えるなどである (*op.cit.*(90), pp.29-32.)。

- 長期の禁酒を続けるために、厳しい監視プログラムを受ける。
- 禁酒のために適切な施設に入所する。

(3) 治療プログラムの修了

飲酒運転の被告人が治療プログラムを完全に修了すると、裁判所は減刑できる⁽¹⁰⁴⁾。ただし、裁判所は、被告人が、当該の罪に対する最低限の自由刑と釣り合うほどの治療プログラムを受講し修了したことを認定した場合でなければ減刑することができない⁽¹⁰⁵⁾。治療プログラムが修了した後は、定期的に保護観察官と面会する。

被告人が裁判所による治療プログラムを修了できなかった場合には、通常の刑事手続に戻り、本来の刑を科せられる⁽¹⁰⁶⁾。

(4) 治療プログラムの効果

アラスカ州法務協議会は、2005年4月に、治療プログラムを取り入れている州内の3つの裁判所（前述のアンカレジ重罪DUI治療裁判所を含む。）において、治療プログラムを修了した者とそうではない者の追跡調査の結果を公表した⁽¹⁰⁷⁾。その報告によると、DUIコートの治療プログラムを修了した者は、その後に飲酒運転で再び自由刑が科せられた日数は減少し、再拘留・有罪になった者も減少した⁽¹⁰⁸⁾。その一方で、治療プログラムに参加したことの無い者

は、飲酒運転で有罪となったときから2年の間に飲酒運転により再び自由刑が科せられた日数が増加し、治療プログラムを修了しなかった者は、自由刑が科せられた日数がより増加していた。治療プログラムに参加したことの無い者及び治療プログラムを修了しなかった者で再拘留・有罪になった者の減少幅は、わずかであった。また、治療プログラムを修了した者⁽¹⁰⁹⁾は、学業・就業や家族関係の安定が見られた。

アラスカ州法務協議会は、治療裁判所に長期的な効果があるかどうか、今後も調査を続けていくとしている⁽¹¹⁰⁾。

IV 酒類の提供・販売を規制する州法

酒類の過飲に関連する人的・経済的損失は大きく、アメリカでは飲酒運転をはじめとして、酒類過飲を原因とする事件や事故が問題となっている。そのため、州によって過飲を防止するために酒類の提供・販売を規制する法律がある⁽¹¹¹⁾。連邦法の規定はない。

1 州法の制定状況と内容

(1) 酩酊者への酒類の販売・提供を禁止する法律

2003年1月1日現在、47の州及びワシントンD.C.において、酩酊している者（intoxicated）への酒類の販売、提供を禁止する法律がある⁽¹¹²⁾。

⁽¹⁰⁴⁾ *op. cit.* (98)

⁽¹⁰⁵⁾ *ibid.*

⁽¹⁰⁶⁾ ALASKA STAT. § 28.35.028(c)

⁽¹⁰⁷⁾ “Evaluation of the Outcomes in Three Therapeutic Courts,” April 2005. アラスカ州法務協議会ホームページ 〈<http://www.ajc.state.ak.us/reports/TherCt2004.pdf>〉

⁽¹⁰⁸⁾ *ibid.*, pp.35-40.

⁽¹⁰⁹⁾ DUIコート及びドラッグコートの治療プログラムを修了した者及び受講中の者が対象となっている。*ibid.*, pp.40-41.

⁽¹¹⁰⁾ *ibid.*, pp.45-46. ここで今後必要な研究項目が挙げられており、その中の常習者についての報告書は、2007年2月に公表された。“Recidivism in Alaska’s Felony Therapeutic Courts,” February 2007. アラスカ州法務協議会ホームページ 〈<http://www.ajc.state.ak.us/reports/RecidivismTherCt2-13-07.pdf>〉

⁽¹¹¹⁾ “Preventing Over-consumption of Alcohol - Sales to the Intoxicated and ‘Happy Hour’ (Drink Special) Laws,” February 2005, pp.2-28. NHTSAホームページ 〈<http://www.nhtsa.dot.gov/people/injury/alcohol/PIREWeb/images/2240PIERFINAL.pdf>〉

⁽¹¹²⁾ *ibid.*, p.6.

フロリダ州、ネバダ州、ワイオミング州には包括的な法律がない⁽¹¹³⁾。

多くの州の法律の規定や解釈では、提供者の不注意により、酩酊している者に酒類を提供することは違法とされている。しかし、酒類の提供者が、相手が酩酊していることを認識していた場合に提供を禁止するという規定を置いている州もあり、この場合には、認識していたことの立証が困難なので、起訴がしにくくなる。

法律の規制の対象となる提供者が、営業目的 (commercial) に限られるかどうかは州によって異なるが、多くの州では営業目的のみに限定していない⁽¹¹⁴⁾。しかし、法律の規定があいまいであり、営業目的の店舗での提供のみが対象となると解釈されるケースもある。

違法行為をした営業目的の提供者に対する行政処分には、営業免許の停止・取消しや過料がある。営業目的の提供者だけではなく、営業目的ではない者も、刑事罰の対象としている州もある⁽¹¹⁵⁾。

(2) 酒類消費を促進する慣行を禁止する法律

2003年1月1日現在、27州において、過度の飲酒を助長する習慣や飲食店のサービスタイム (happy hour) 等のようなプロモーションの慣行を州法により禁止している⁽¹¹⁶⁾。禁止する慣行の例として、以下のようなものがある (カッコ内は、2003年1月1日現在において、州法で当該規制を規定している州の数)。

- 無償で酒類を提供すること (10州)
- 飲食店 (establishment) において、既に提供した酒類が消費されないうちに、追加で酒

類を提供すること (16州)

- 特定日又は特定時間に酒類を値下げすること (18州)
- 決められた時間内に固定料金で酒類を飲み放題にすること (23州)
- 料金の上乗せなしに酒類を増量すること (12州)

2 法執行の状況と問題点等

法執行の状況については、NHTSAが各州のアルコール規制執行担当者 (State alcohol enforcement officials) へのインタビューにより行った調査がある⁽¹¹⁷⁾。

(1) 法執行の状況と問題点

一般的な捜査は、監視とおとり捜査 (surveillance and undercover agent) で、12州で行われている。

マサチューセッツ州、オレゴン州、ユタ州、ワシントン州等においては、飲酒運転で起訴された (charged) 者が最後に飲酒した場所を特定し、データを収集する方策をとっている。州はデータを元に、法律に違反して酒類を販売している可能性のある小売店を特定することが可能となる。

法執行の問題点として、予算の削減、人員の不足、州民や政府のサポートがないこと、下位の地方公共団体の法執行機関との調整が困難なことが指摘されている⁽¹¹⁸⁾。

(2) 適用される罰則

酩酊している者への酒類の販売を禁止する法

⁽¹¹³⁾ *ibid.*

⁽¹¹⁴⁾ 例えば、イリノイ州では、規制対象となる提供者を、営業免許を受けた者、その従業員、代理店等と州法で規定しているが (235 ILCS 5/6-16)、ユタ州、ワシントン州では、“person” とのみ規定している (UTA. CODE. ANNE. § 32A-12-204; WASH. REV. CODE. § 66.44.200)。

⁽¹¹⁵⁾ ユタ州では、酩酊している者に対し、過失により酒類を提供することは違法で刑事罰の対象となり、故意に提供した者はより重い罪に問われる (UTA. CODE. ANNE. § 32A-12-204)。

⁽¹¹⁶⁾ 以下の記述は、*op.cit.* (111), p.7.による。

⁽¹¹⁷⁾ 以下の記述は、*ibid.*, pp.8-11.による。

⁽¹¹⁸⁾ *ibid.*, p.8.

律の罰則は、州により様々である。多くの州において、違反件数の増加に応じて営業免許の停止・取消し期間を延長したり、罰金を増額したりして、刑罰を加重している。

初犯の場合、ほとんどの州で、酒類販売免許の停止を、さらに、少なくとも36州及びワシントンD.C.で、酒類販売免許の取消しを適用できることになっている。しかし、法執行当局へのインタビューでは、実際に免許が取り消されることはほとんどないことが明らかになった。少なくとも10州以上において、初犯に限り、過料の支払いにより免許停止を免れることができる。

おわりに

アメリカにおいては、連邦及び州が飲酒運転防止に取り組んでおり、特に再犯者に対して刑罰の加重等の厳しい姿勢がみられる。一方で、刑罰のみに頼らず、DUIコートのように治療を重視する動きも顕著である。また、飲酒運転の違反者への対策だけでなく、酒類提供者に対する規制を通じて過飲による被害を防止するための州レベルの取り組みもある。このように、アメ

リカでは様々な視点から飲酒運転防止のための措置が講じられている。

翻って、我が国の状況に目を向けると、福岡市の事故の後、飲酒運転根絶に向けた社会機運が高まり、警察による取締強化⁽¹¹⁹⁾や関係業界の自主的な取り組みがみられた⁽¹²⁰⁾。例えば、酒造業者やビールメーカーによる商品ラベルや広告における飲酒運転防止の呼びかけ、あるいは、飲食店における来客の自動車の鍵の一時預かり、飲酒したドライバーに対するタクシーや運転代行サービスの利用補助券の交付等が挙げられる。また、地方自治体の交通局やバス・タクシー等の事業所においては、車両の運行前に運転者に対する飲酒検知を行う取り組みも広がっている。

我が国における飲酒の有無別の死亡事故率では、飲酒運転の死亡事故率が飲酒なしの8.7倍となっており、飲酒運転による交通事故が死亡事故につながる危険性の高いことを示している⁽¹²¹⁾。悲惨な事故を起こさないためにも、刑の引上げ等と並んで、長期的かつ幅広い視点から様々な飲酒運転防止の方策を検討することも必要であろう。

(おおつき あきよ 行政法務課)

⁽¹¹⁹⁾ 「平成18年中の飲酒事故と飲酒運転の根絶に向けた警察の取り組み」 p.2. 警察庁ホームページ 〈<http://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku69/3-18jiko-keisatu.pdf>〉

⁽¹²⁰⁾ 「飲酒運転根絶に向けた取り組みの広がり」 警察庁ホームページ 〈<http://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku69/4-gyoukaitorikumi.pdf>〉

⁽¹²¹⁾ 前掲注(7)